



2025年12月24日

各 位

会 社 名 プライム・ストラテジー株式会社
代表者名 代表取締役 吉政忠志
(コード番号: 5250 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 城塚紘行
(TEL 03-6551-2995)

GMOインターネットグループ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

GMOインターネットグループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年11月26日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2025年12月23日をもって終了いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年12月26日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社の親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付の結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「プライム・ストラテジー株式会社（証券コード: 5250）株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（1,849,400株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社の異動について

（1）異動年月日

2025年12月26日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（1,849,400株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、当社株式2,214,899株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年12月26日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当す

こととなります。

また、当社の創業者であり、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の中村けん牛氏は所有する当社株式 1,447,800 株（所有割合（注 1）：39.22%）のうち 1,203,000 株（所有割合：32.59%）について、同じく当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である第 2 位株主の中村八千代氏は所有する当社株式の全てである 646,400 株（所有割合：17.51%）について、それぞれ本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 12 月 26 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、中村けん牛氏は当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に、中村八千代氏は当社の親会社以外の支配株主及び主要株主に、それぞれ該当しないこととなります。

（注 1）「所有割合」とは、当社が 2025 年 10 月 14 日に公表した「2025 年 11 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（3,552,000 株）に、本日現在残存する新株予約権（897 個。以下「本新株予約権」（注 2）といいます。）の目的となる当社株式の数（179,400 株）を加算した株式数（3,731,400 株。以下「潜在株式勘定後株式総数」といいます。）から、2025 年 8 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（40,031 株）を除いた株式数（3,691,369 株）に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、割合の記載について同じとします。

（注 2）本新株予約権 897 個の内訳は下記のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的である当社株式の株式数	権利行使期間
第 2 回新株予約権	332	66,400	2023 年 2 月 25 日～ 2031 年 2 月 24 日
第 3 回新株予約権	425	85,000	2023 年 11 月 13 日～ 2031 年 11 月 12 日
第 4 回新株予約権	140	28,000	2024 年 5 月 31 日～ 2032 年 5 月 30 日

3. 異動する株主の概要

（1）新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになる株主の概要

(1)	名称	GMO インターネットグループ株式会社
(2)	所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿
(4)	事業内容	インターネットインフラ事業、インターネットセキュリティ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業、インキュベーション事業等
(5)	資本金	5,000 百万円
(6)	設立年月日	1976 年 6 月 25 日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社熊谷正寿事務所 35.11%

	(2025年6月30日現在) (注1)	日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13.50%
		熊谷 正寿	8.84%
		CEP LUX-ORBIS SICAV (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	4.94%
		株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.60%
		THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.14%
		THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.83%
		ORBIS INSTITUTIONAL FUNDS LIMITEDORBIS INSTITUTIONAL GLOBAL EQUITY (OFO) FUND (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.43%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.34%
		KUWAIT INVESTMENT AUTHORITY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.26%
(8)	当社と公開買付者との関係		
	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注1)「大株主及び持株比率」は、公開買付者が2025年8月14日に提出した半期報告書(第35期中)の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	中村 けん牛
(2) 住所	Kuala Lumpur Malaysia

(3) 親会社以外の支配株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	中村 八千代
(2) 住所	Kuala Lumpur Malaysia

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

(1) GMO インターネットグループ株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注1）、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主	22,148 個 (60.00%) (2,214,899 株)	0	22,148 個 (60.00%) (2,214,899 株)	第1位

(注1) 「議決権所有割合」とは、潜在株式勘案後株式総数(3,731,400株)から、2025年8月31日現在の当社が所有する自己株式数(40,031株)を除いた株式数(3,691,369株)に係る議決権の数(36,913個)に対する割合をいいます。

(2) 中村けん牛氏

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	主要株主である筆頭株主 親会社以外の支配株主	14,478 個 (39.22%) (1,447,800 株)	6,468 個 (17.52%) (646,800 株)	20,946 個 (56.74%) (2,094,600 株)	第1位
異動後	—	2,907 個 (7.88%) (290,700 株)	251 個 (0.68%) (25,100 株)	3,158 個 (8.56%) (315,800 株)	第2位

(3) 中村八千代氏

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	主要株主 親会社以外の支配株主	6,464 個 (17.51%) (646,400 株)	14,482 個 (39.23%) (1,448,200 株)	20,946 個 (56.74%) (2,094,600 株)	第2位
異動後	—	247 個 (0.67%) (24,700 株)	2,911 個 (7.89%) (291,100 株)	3,158 個 (8.56%) (315,800 株)	第3位

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しておりますので、開示対象となる非上場の親会社等に該当いたしません。

6. 今後の見通し

当社が2025年11月25日付で公表した「GMO インターネットグループ株式会社による当社株式に

に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針です。

しかしながら、意見表明プレスリリースに記載のとおり、本公開買付け成立後の当社の流通株式比率が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触する可能性があります。公開買付者及び当社は、2025年11月25日付で公開買付者と当社との間で締結された資本業務提携契約において、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場への当社株式の上場を維持するため、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触しないよう、かつ、当社が東京証券取引所スタンダード市場の上場会社として適切な対応を行うことができるよう、当社と誠実に協議の上合理的に必要な協力をすることを合意しています。

なお、親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が当社の業績に与える影響については、今後、公表すべき事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

公開買付者が本日付で公表した「プライム・ストラテジー株式会社（証券コード：5250）株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年12月24日

各 位

住所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会社名	GMO インターネットグループ株式会社
代表者	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿 (コード番号 9449 東証プライム)
問い合わせ先	取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田 昌史
TEL	03-5456-2555(代)
URL	https://www.group.gmo

プライム・ストラテジー株式会社（証券コード：5250）株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

GMO インターネットグループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 11 月 25 日、プライム・ストラテジー株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：5250、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 11 月 26 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 12 月 23 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

GMO インターネットグループ株式会社
東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

（2）対象者の名称

プライム・ストラテジー株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,214,800 (株)	1,849,400 (株)	2,214,800 (株)
合計	2,214,800 (株)	1,849,400 (株)	2,214,800 (株)

（注1）本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）総数が買付予定数の下限（1,849,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

（注2）応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,214,800 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者に

による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改

正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

- (注 3) 本公司買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 4) 単元未満株式についても、本公司買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公司買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 5) 公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公司買付けの買付け等の対象となります。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025 年 11 月 26 日（水曜日）から 2025 年 12 月 23 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は 2026 年 1 月 19 日（月曜日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,600 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公司買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,849,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,214,800 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（2,302,610 株）が買付予定数の上限（2,214,800 株）を超えたので、本公司買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 12 月 24 日に東京証券取引所において、本公司買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,302,610 株	2,214,899 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—

合計	2,302,610 株	2,214,899 株
(潜在株券等の数の合計)	(一)	(一)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	22,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
対象者の総株主等の議決権の数	34,849 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 7 月 11 日に提出した第 23 期半期報告書に記載された、2025 年 5 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の行使により交付される対象者株式についても買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2025 年 10 月 14 日に公表した「2025 年 11 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（3,552,000 株）に、対象者から 2025 年 11 月 25 日現在残存するものと報告を受けた新株予約権（897 個）の目的となる対象者株式の数（179,400 株）を加算した株式数（3,731,400 株）から、2025 年 8 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（40,031 株）を除いた株式数（3,691,369 株）に係る議決権数（36,913 個）を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（2,302,610 株）が買付予定数の上限（2,214,800 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等（本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させる

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日

2025年12月26日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、公開買付者が2025年11月25日に公表した「プライム・ストラテジー株式会社（証券コード：5250）株式に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる公開買付者の業績への影響については、現在精査中であり、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

GMOインターネットグループ株式会社 東京都渋谷区桜丘町26番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上